第二十四条　削除

第二十五条　削除

第二十六条　削除

（地方長期資金等の貸付期日）

第二十七条　地方長期資金等の貸付けを受けることのできる期日（以下「貸付期日」という。）は、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の五月末日（当該五月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該五月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとする。

（地方長期資金等貸付期日の延長承認）

第二十八条　地方公共団体は、前条に規定する貸付期日までに地方長期資金等の貸付けを受けることができない場合においてやむを得ない理由により期日延長の承認を得ようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の四月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2　財務大臣は、前項の規定により提出を受けた財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書に基づいて、新たな貸付期日を決定した場合には財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、適当でないと認めた場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、新たな貸付期日を決定する場合には、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の三月末日を超えることはできない。

（起債前貸等に係る借用証書の提出をしなかつた場合の手続）

第二十四条　地方公共団体は、財務大臣から第二十二条の規定により送付を受けた財政融資資金貸付通知書に指定された貸付日の三営業日前（前条ただし書の場合にあつては貸付日）までに前条に定める手続をしなかつた場合において、当該通知書に記載された起債前貸等の貸付けを受けようとする場合には、改めて財政融資資金起債前貸等借入申込書を財務大臣に提出するものとする。この場合において、財政融資資金起債前貸等借入申込書には、第二十一条第一項に規定する事業実施状況等調書の添付は要しない。

（起債前貸等の普通地方長期資金等への借換え）

第二十五条　地方公共団体は、貸付けを受けた起債前貸等を次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める貸付期日までに、普通地方長期資金等に借り換えるものとする。ただし、第三十一条第二項後段の規定により償還される金額については、この限りでない。

一　起債前貸等（次号に掲げるものを除く。）　第二十七条に定める貸付期日（第二十八条により貸付期日の延長が行われた場合には、延長後の貸付期日）

二　第二十八条の二により翌年度に運用すると決定された普通地方長期資金等に係る起債前貸等　同条に定める貸付期日

（普通地方長期資金等の貸付け）

第二十六条　地方公共団体は、財務大臣から第十七条の規定により財政融資資金貸付予定額通知書の送付又は第十八条第二項の規定により財政融資資金貸付予定額変更通知書の送付を受け、かつ、貸付対象事業が完成（財務大臣がほぼ完成の域に達したものと認めた場合を含む。以下同じ。）した後でなければ、普通地方長期資金等の貸付け（前条の規定による起債前貸等の普通地方長期資金等への借換えを含む。以下同じ。）を受けることはできない。

（普通地方長期資金等の貸付期日）

第二十七条　普通地方長期資金等の貸付けを受けることのできる期日（以下「貸付期日」という。）は、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の五月末日（当該五月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該五月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとする。

（普通地方長期資金等貸付期日の延長承認）

第二十八条　地方公共団体は、前条に規定する貸付期日までに普通地方長期資金等の貸付けを受けることができない場合においてやむを得ない理由により期日延長の承認を得ようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の四月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2　財務大臣は、前項の規定により提出を受けた財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認申請書に基づいて、新たな貸付期日を決定した場合には財政融資資金普通地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、適当でないと認めた場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、新たな貸付期日を決定する場合には、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の三月末日を超えることはできない。